

○石川県警察職員分限取扱規程

〔平成14年6月19日〕
石川県警察本部訓令第15号

改正 平成17年3月15日石川県警察本部訓令第9号
平成28年3月31日石川県警察本部訓令第17号

石川県警察職員分限取扱規程を次のように定める。

石川県警察職員分限取扱規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 所属長等の責務（第3条・第4条）
- 第3章 石川県警察職員分限審査委員会（第5条―第7条）
- 第4章 審査手続等（第8条―第16条）
- 第5章 分限処分の手続（第17条―第19条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）、石川県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）及び石川県職員の分限に関する手続及び効果に関する規則（昭和46年石川県人事委員会規則第14号）に定めるもののほか、石川県警察職員（以下「職員」という。）の分限の取扱いに関し必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 所属長 各所属の長以上の職にある者をいう。
- (2) 職員 石川県警察本部長（以下「本部長」という。）が任命する石川県警察の職員（条件附採用期間中の者及び臨時的に任用された者を除く。）をいう。
- (3) 分限処分 法第28条第1項若しくは第2項又は条例第2条の規定に基づき、職員をその意に反して、降任、免職、休職又は降給する処分をいう。
- (4) 分限手続 分限処分を行うための申立て、審査、処分決定等の手続をいう。

第2章 所属長等の責務

（所属長の責務）

第3条 所属長は、所属の職員が法第28条第1項第1号から第3号まで又は同条第2項各

号の規定（以下「分限対象事由」という。）のいずれかに該当すると認められるときは、直ちに事実を調査しなければならない。この場合において、分限手続に付する必要があると認めるときは、分限に関する申立書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる証拠及び身上に関する調査書を添えて、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）を経由して本部長に申し立てなければならない。

- (1) 被申立者（申立ての対象となった職員をいう。以下同じ。）の聴取書又はてん末書（被申立者が供述若しくはてん末書の提出を拒否したとき又は所在不明その他やむを得ない事由があり、被申立者の聴取書及びてん末書が得られないときは、事実調査書。）
- (2) 関係人の聴取書又は陳述書
- (3) 調査した事実が法第28条第1項第2号又は同条第2項第1号の規定に該当すると認めるときは、本部長の指定する医師2人の診断書
- (4) その他の証拠

（警務課長等の責務）

第4条 前条の規定は、警務課長の責務について準用する。この場合において、同条中「所属の職員」とあるのは、「職員」と読み替えるものとする。

2 警務部首席監察官（以下「首席監察官」という。）は、職員が分限対象事由のいずれかに該当し、当該職員を分限手続に付する必要があると認めるときは、警務課長に対し通報するものとする。

第3章 石川県警察職員分限審査委員会

（委員会の設置）

第5条 職員の分限処分に関する審査を行うため、警察本部（以下「本部」という。）に石川県警察職員分限審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、本部長の要求に基づき、職員が分限処分に該当するかどうかを公正に審査するものとする。

（委員会の組織）

第6条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、警務部長をもって充て、委員長に故障があるときは、本部長の指名する委員が委員長を代理する。

3 委員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 生活安全部長
- (2) 刑事部長
- (3) 交通部長
- (4) 警備部長

- (5) 警務課長
 - (6) 首席監察官
 - (7) その他委員長の指名する者
- (委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、警務部警務課において処理する。

第4章 審査手続等

(審査の要求)

第8条 本部長は、第3条又は第4条の申立てを受けた場合において、被申立者を分限処分に付する必要があると認めるときは、分限審査要求書（別記様式第2号）に証拠及び身上に関する調査書を添えて、委員会に審査の要求を行うものとする。

(勤務に関する指示等)

第9条 本部長は、委員会に審査の要求を行った場合において、必要があると認めるときは、所属長に対し、被申立者の勤務に関する所要の措置を指示し、又は被申立者が保管する支給品若しくは貸与品を回収し、保管するよう命じることができるものとする。

2 本部長は、前項の措置をした場合において、その必要がなくなつたと認めるときは、所属長に対し、直ちに勤務に関する所要の措置の解除を命じ、又は支給品若しくは貸与品を交付するよう命ずるものとする。

(審査の通知)

第10条 委員長は、委員会に対する審査の要求があつたときは、所属長を通じて、その旨を分限審査通知書（別記様式第3号）により、被申立者に通知するものとする。ただし、被申立者の所在を知ることができないときは、被申立者に対する通知を省略することができる。

2 前項の通知を受けた被申立者は、委員長に対し、口頭審査を要求することができる。この場合において、当該被申立者は、口頭審査を要求するか否かについて、分限審査に対する回答書（別記様式第4号）により、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に所属長を通じて委員長に回答しなければならない。

3 前項の期間内に回答がないときは、被申立者が口頭審査を要求しないものとみなすものとする。

(委員会の審査)

第11条 委員長は、本部長から審査の要求があつたときは、速やかに委員会の審査を行うものとする。ただし、被申立者が口頭審査を要求したときは、その要求のあつた日の翌日から起算して7日間は、委員会の審査を行うことができない。

2 委員会の審査は、書面審査とする。ただし、被申立者が口頭審査を要求した場合又は委員会が口頭審査を必要と認めた場合は、被申立者、証人等の出席を求めて、口頭審査を行うものとする。

- 3 委員会の審査は、これを公開しないものとする。
- 4 委員会は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことはできない。
- 5 委員会の審査は、出席した委員長及び委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(口頭審査の手續)

第12条 委員長は、被申立者が第10条第2項に規定する口頭審査を要求した場合は、被申立者に対し、速やかに審査の期日、場所等を口頭審査通知書(別記様式第5号)により通知しなければならない。

- 2 前項の口頭審査は、被申立者を出席させた上で行うものとする。ただし、被申立者が相当の理由がなく出席しないときは、被申立者の出席なしでこれを行い、又は書面審査に代えることができる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、証人等の出席又は証拠資料の提出を求めることができる。

(除斥)

第13条 委員長及び委員は、自己又はその親族に関する分限処分 of 審査に関与することはできないものとする。

(持ち回り審査)

第14条 第11条第2項の書面審査による場合において、委員長が委員会を開催する必要がないと認めたときは、持ち回りによる審査(以下「持ち回り審査」という。)をもって、委員会の決定とすることができる。

- 2 持ち回り審査を行う場合は、委員長及び委員を合わせて過半数の審査を経なければならないものとする。
- 3 第11条第5項及び前条の規定は、持ち回り審査について準用する。この場合において、第11条第5項中「出席した委員長及び委員」とあるのは、「審査を経た委員長及び委員」と読み替えるものとする。

(委員会の記録)

第15条 委員会は、審査の状況を明らかにするために、分限審査議事録(別記様式第6号)を作成しなければならない。

(委員会の答申)

第16条 委員会は、分限処分の要否、種別、程度その他必要と認める事項を議決し、答申書(別記様式第7号)を本部長に提出するものとする。

第5章 分限処分の手續

(文書の様式及び交付等)

第17条 分限処分は、本部長が分限処分に付そうとする者(以下「被処分者」という。)に対し、分限処分書(別記様式第8号)及び処分説明書(別記様式第9号)を交付して

行わなければならないものとする。

- 2 前項の文書の交付に際し、被処分者の所在を知ることができない場合は、その内容を公示するものとし、公示した日から2週間を経過したときに文書の交付があったものとみなす。
- 3 第1項の文書の交付に際し、被申立者がその受領を拒んだ場合は、その時において交付があったものとみなす。
- 4 本部長は、職員が法第28条第4項に規定する失職に至ったときは、失職通知書（別記様式第10号）を交付するものとする。

（願出による休職）

第18条 法第28条第2項第1号に該当する職員が休職又は休職の更新を願い出る場合は、休職願（別記様式第11号）又は休職期間更新願（別記様式第12号）に事実を認定するに足りる書面を付して所属長に提出しなければならない。

- 2 前項の願出は、原則として職員の自筆によるものとする。ただし、病状等によりこれにより難く、親族の同意が得られる場合は、当該親族が作成したものを自筆によるものとみなす。
- 3 所属長は、第1項の願出を受理したときは、当該願出に意見を付して警務課長を経て本部長に上申するものとする。
- 4 本部長は、第1項による願出があった場合でその必要があると認められるときは、当該職員を休職させ、又は休職期間を更新するものとする。

（復職の手続）

第19条 所属長は、休職中の職員から復職の申出があったとき又は休職の事由が消滅したと認めるときは、復職申立書（別記様式第13号）にその事実を認定しうる資料を添えて、速やかに警務課長を経て本部長に復職の申立てを行わなければならない。

- 2 本部長は、前項の規定による申立てを受けた場合において、復職の決定をしたときは、当該職員に対し、辞令により通知するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成14年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際、現に法第28条第2項第1号の規定により休職を命ぜられている者は、この訓令に基づき分限処分を受けたものとみなす。

附 則（平成17年3月15日警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日警察本部訓令第17号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。